

会 議 録

会議の名称	平成26年度第3回行田市子ども・子育て会議
開催日時	平成26年 7月 10日(木) 開会； 1時30分・閉会； 14時00分
開催場所	行田市役所305会議室
出席者(委員) 氏名	馬橋正芳 清水与志雄 石井直彦 出井英夫 羽鳥英樹 桑原宏安 園部浅子 島田卓史 馬場恵喜子 山村利子 増田節子
欠席者(委員) 氏名	星野恵美子 横田康介 堀内規 中澤左衛子
事務局	子育て支援課 藤間参事、細谷主幹、藤倉主査、島田主査
会議内容	1 開会 2 議事 議題1 子ども・子育て支援事業計画における量の見込みについて 議題2 子ども・子育て支援に基づく各種条例の制定について 議題3 その他 3 閉会
会議資料	(資料名・概要等) 行田市子ども・子育て会議委員名簿 資料1-1:「子ども・子育て支援事業計画」における量の見込み(最終版) 資料1-2:児童数の推移 資料1-3:利用児童数の推移(保育所) 資料1-4:利用児童数の推移(学童保育室) 資料2-1:保育の必要性の認定に関する基準(案) 資料2-2:行田市保育の必要性の認定に関する基準を定める条例(案) 資料3-1:家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(案) 資料3-2:行田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(案) 資料4-1:特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(案) 資料4-2:行田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(案) 資料5-1:放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(案) 資料5-2:行田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(案)
その他必要	傍聴人 0名

事	項	
会 確 議 定 録 の	確 定 年 月 日	主 宰 者 記 名 押 印
	平成 2 6 年 月 日	Ⓜ

発 言 者	会議の経過（議題・発言内容・結論等）
<p>馬橋会長</p> <p>事務局</p> <p>島田委員</p>	<p>1. 開会</p> <p>本日は議題にもあるように、量の見込み、条例など、大切なご意見をいただく大事な会議になる。慎重審議をお願いする。</p> <p>委員名簿の9番、行田市社会福祉協議会から、新たに島田事務局長を推薦いただき、就任が決まった。</p> <p>島田と言います。よろしくどうぞ。</p>
<p>清水副会長</p> <p>事務局</p> <p>石井委員</p> <p>事務局</p>	<p>2. 議事</p> <p>議題1 子ども・子育て支援事業計画における量の見込みについて</p> <p>○「子ども・子育て支援事業計画」における量の見込みについて、事務局より説明が行われた。</p> <p>（資料1-1、資料1-2、資料1-3、資料1-4）</p> <p>資料1-3と同様の資料が、幼稚園についてもあるか。</p> <p>今日の会議に間に合えば出したかったが、年齢ごとの児童数を市では把握していなかったため、現在集計中である。次回は利用定員の設定の議論になる予定であるため、用意したい。</p> <p>資料1-1の3頁目、子育て短期支援と病児保育事業等は、実績と比べるとニーズ調査結果による量の見込みが高い。これはなぜか、原因を調べたか。実態から算出するというのはわかるが。</p> <p>ニーズ調査は、国が示した雛形自体、質問内容が非常にざっくりとしている。「もしも子どもが病気になった時に、病児・病後児保育があったら使いたいですか」と聞かれれば、今は必要がなかったとしても、「はい」と答える人は多いと思う。その結果、過大な数値になったと思われる。全国一律に曖昧な共通設問で調査を行っているため、特に病児保育事業等や学童保育室の高学年のニーズは、全国的にも実態とかけ離れた高い数字が出ている。これに対して国は補正方法の資料を出すと言っている。</p>

石井委員	<p>これまでの実績を踏まえた事業量だけで、本当に間に合うのかということをお心配している。事業量を増やしたほうがよいのか、それともいわないのか、ということをお聞きたい。</p>
事務局	<p>現在、市内に病児・病後児保育施設は1施設ある。平成14年に県内で初めて設置された。利用定員も徐々に拡大して現在8名受け入れている。ニーズがあるなら増やせば便利ではないかという声もあるが、医療機関との連携が非常に大切な施設であり、なかなか難しいところである。また、この数字を飲み込めるかについては、例年、多少の開きはあるが、過去3年の数字を見て、この程度で推移するのではないかと見ている。この程度を少なくともクリアできるように事業を進めていけるとよいのかな、と認識している。</p>
石井委員	<p>あと一つ、ショートステイについて聞きたい。実績を見ると平成23年度の42人から平成25年度が4人になっている。これだけ大きく減っている要因が、わかれば聞きたい。</p>
事務局	<p>ショートステイは、会長の施設でも受け入れていただいているところである。実際の利用形態として、固定客が多い。毎回使う方は常連が多い。たまたま25年度は非常に少なかったが、周知が少なかったのか、なんともいえないところがある。会長は日々関わっておられるなかで、思い当たるところはないか。</p>
馬橋会長	<p>ショートステイを利用するのは、親が病気で入院する時などなので、利用がなければならぬことはない。トワイライトは、最近だとうちの利用者には就労のためというのがある。親戚に用があって出かけなければならぬといった理由などではなく、就労を理由にして利用できるようになった。市報などで周知もしてもらっており、親がそこまで仕事をしないと継続が難しいということで、利用されているのだろう。ショートステイの場合は、難しい面がある。出産の他に病気も理由になっており、このようなケースがなければ、あるいは他の人が子どもをみられればよいことであり、本来であれば家族で支援しあえて利用しなくてすむのがよい。ただ、もしものために必要な事業ではある。たまたま平成25年度の実績は4件だったということであるが、親が病気で入院するようなことがなくてよ</p>

馬橋会長	<p>かったと解釈してほしい。</p> <p>では、ただ今説明のあったことについて採決をとりたい。賛成の方、挙手をお願いしたい。</p>
園部委員	<p>この会議では、平成 25 年度には資料を事前にいただいて、読んではから出席することができた。26 年度になったら当日配付になったが、説明を受けてその場で採決をとるということは、すごく拙速になったと感じる。なぜ事前に配れないのか。このような大事なことをこんな風に決めてよいものか。</p>
事務局	<p>今日の資料についても当日配付になってしまい申し訳ないと思っている。本日量の見込みについてお諮りしてご承認いただければ、今後事業計画について、承認された数値をつかって事業計画を検討し、さらに審議を進めていきたいと思い、本日承認いただきたかった。資料の事前配布についてはなるべく早くお渡しできるように努めたいが、今回は日程的にもこうなってしまった。今後は、できれば一週間前に配布したい。本日この内容の採択までいけないのであれば、次回まで検討いただいて、次回協議いただきたい。</p>
馬橋会長	<p>今、事務局の説明通りにしてよいか。それとも、この数値については賛同していただけるか。もう少し時間がほしいという方が 2 名、今日の事務局案に賛成の方は 8 名である。訂正した数字については、今度きちんとした書類を出してくれるということなので、量の見込みについては、賛成多数ということにさせていただきたい。</p>
清水副会長	<p>おおむね賛成であるが、国の補正方法がまだ示されていないものがある。これを見比べると、これを賛成とするのはいかがか。また、今日は事務局案の算定方法について訂正があった。その意味はわかるが、その問題についての分析というか、影響が出てくるかどうか、心配がある。たとえば、0 歳と 1・2 歳ではニーズの読み方が違ってくるのではないか。ニーズ調査の結果と実績との乖離について、0 歳と 1・2 歳を見比べるとかなり乖離がある。これは、0 歳と 1・2 歳ではニーズが違うということと、親の気持ちも違うというのがあると思う。機会があれば使えるようにしてチャンスは残しておきたいけども、やはり子どもが小さいうちは、まだ入園させるのは心配だ</p>

<p>馬橋会長</p>	<p>と考えているのではないか。そのような気持ちがあつてこのような数値になっているのかもしれない。このような状況に対して市がどのような政策をとるのか、この数字の読み方をどうするかを、もう少し議論したほうがよいのではないか。</p> <p>今出た意見についてどうするか。補正方法の方と、数字の読みについて。</p>
<p>事務局</p>	<p>補正方法が未定のものについて、事務局からの説明では抜けていたが、空欄になっているものについては、ここだけ次回ご審議いただきたいと思っている。今日はそれ以外のものについて賛同いただければと思う。先ほどの説明で修正した値についての事務局の考えとしては、病児・病後児保育もかなりの乖離が出ているが、1・2歳の保護者にしてみれば、「就労していて、もしも必要な時には預けたいですか」と聞かれば、短時間労働の方でも「預けたい」と答えるのではないかと考えている。そうしたことを勘案すると、0歳では過去実績にもとづく見込みに対して4倍程度のニーズ調査結果になったのではないかと分析している。さらに、子どもが小さいから実際は利用しないという人を除くと、75人という見込みになる。ニーズ調査結果が過大だったとしても、内数として子どもが小さいから利用しないという人を除くと75名の方が使いたいと答えているということを勘案すると、今の実績としては52人くらいなのだけれど、受け入れとしては多い方の結果を使うべきと考え、75名の方を事務局案として提案させてほしい。以下、1・2歳についても、442人というニーズ調査結果による値が出ているが、これは対象年齢人口の4割強にあたる。果たしてこれだけの保育の必要性があるのかというところは、今回のざっくりとしたニーズ調査からは読み取れないところであり、過去実績の方を採用したい。市として保育をどんどん受け入れるべきかについては、子ども・子育て支援法でも子どもの養育は一義的には家庭でとというのがあるので、施設では必要のある方を受け入れていきたいと、事務局では考えている。</p>
<p>増田委員</p>	<p>うちは年中児と2歳児がいる。去年、3歳保育で上の子を保育園に預けたいと思った。下の子を預ける気はなかったが、下の子も入</p>

<p>馬橋会長</p>	<p>れてくださいと言われた。下の子を家庭で保育できるのであれば、上の子は幼稚園へ入れなさいということだと思ふ。こういう形で、0・1・2歳の方が保育園へ入る場合があるのではないか。だから、ニーズ調査の結果が大きくなるのではないか。</p> <p>数値的には大きくなった方の結果を採用するとのことで、枠が大きくなるのであればよいと思ふのですが、いかがですか。後日、追加の補正についてはまた説明していただくということで、今日の説明分についてはよろしいか。</p> <p>(休憩 10 分)</p> <p>議題2 子ども・子育て支援に基づく各種条例の制定について ○子ども・子育て支援に基づく各種条例の制定について、事務局より説明が行われた。</p> <p>(資料2-1、2-2、3-1、3-2、4-1、4-2、5-1、5-2)</p>
<p>園部委員</p>	<p>家庭的保育事業等の基準の保育時間について、国基準は一日8時間だけど市では9時間にするというのがあった。児童福祉法では8時間が原則だと思つた。先ほども第一義的には家庭にとつていたが、市でそこまで保育をするという条例にするというのは疑問に思ふ。また、事業所内保育事業の一人あたり面積を3.3㎡に上乘せするが、学童保育は子どもの身体がもっと大きい中で、省令通りの1.65㎡のままというのには、矛盾を感じる。</p>
<p>事務局</p>	<p>保育時間については、参酌基準であり、実情に合わせた数字を使えることになっている。保護者の勤務時間を考えた時に、8時間ちょうどとなると、フルタイムで働いている人にとっては、なかなか厳しいのではないかとすることを考えて、原則として9時間ではどうかという提案をしたところである。設備の基準の3.3㎡/人については、20人以上の事業所内保育についての提案である。他の事業については、省令でも3.3㎡/人となっているので、これに合わせた。</p>

園部委員	<p>学童保育については、省令通りのおおむね 1.65 m²としている。</p> <p>狭い部屋で 10 時間も子どもをみるというと、今でも狭いという声があがってきているのではないか。市としての対応はしないのか。</p>
事務局	<p>現状でも、1.65 m²としている。これを 3.3 m²にしてしまうと、利用定員などにも関係してきてしまう。面積については、この会議で議論していただいてもよい。</p>
馬橋会長	<p>私見になるが、学童保育については、室内で宿題などをするが、運動場で外遊びをしたり、近くの公民館を借りたりすることあり、遊ぶ空間としては、1.65 m²/人の部屋以外にもあるだろうから、あまりがんじがらめにしてしまうのもどうかと思う。また、条文には「市長が必要と認める場合については、この限りではない」という一文があり、こういう規定があると応急的な対応も可能になる。本当はできるだけ広くして、1.65 m²/人以上確保できればよいが。</p>
園部委員	<p>現状、狭いというのは学童保育所を運営している保育園からもあがってきている意見である。外遊びもするだろうが夕方以降は室内で過ごすことになるはず。身体も大きくなる小学生が過ごす場であるという点を踏まえ、この場で検討していただきたい。また、保育時間の 9 時間については、8 時間勤務の人にとっては 9 時間の保育が必要というのもあるとは思いますが、9 時間が原則とすると、4・5 時間しか働いていない人が 9 時間の保育を利用する人も出てくる。現実には、そのようなケースはある。親と子の関係を希薄化させる元になると思う。</p>
事務局	<p>8 時間にするか 9 時間にするかは、国の基準が 8 時間であることを踏まえて、検討した結果である。これについては現状を勘案すると、少なからず 9 時間以上はどこの家庭的保育事業所でも開いている状況がある。この現状を考慮すると、新規参入してきた事業者が 8 時間しか開けないとなると、既存のところと開きが出てしまう。そういったことを踏まえて、9 時間以上はやってほしいということである。</p>
園部委員	<p>質問とずれていると思う。事業所にとってというのは、わかった。9 時間開いているとなると、保護者にとっては 9 時間預けられると</p>

事務局	<p>いう理解をされてしまう。現在の保育園でも、8時間が原則となると、4時間しか働いていなくても、8時間預けることが可能である。4時間の労働でも、8時間預けることが基本と、市では考えるのか。</p> <p>確かにそのような現実があると思うが、この条例で縛れる話ではない。これはあくまでも最低基準を定めるものである。細かい部分は利用者と事業者とで決めることになると思う。その方の勤務時間との関係で決めるというのは、この条例で縛るものではない。それぞれの事業所によっては、勤務時間を配慮して細かく区切って契約するところも出てくるとは思うが。</p>
馬橋会長	<p>9時間と条例で決めてあっても、親が今日は4時間で仕事が終わったから迎えに行く、そういう世の中になるとよい。うちでもトワイライトステイでは、仕事や用事が早く終わったら早く迎えに来てと、保護者に言っている。できれば親と子が一緒にいてほしい。</p>
事務局	<p>この条例の制定内容を読むと、保育時間は、「一日9時間を原則とし、家庭の状況を考慮して、事業者が定めるものとする」としている。基本的には、9時間はあくまでも原則であり、家庭の状況や保護者の労働時間を考慮して、それぞれの事業所で定めてくださいと、読むことができる。かならず9時間保育しなさいということではない。</p>
園部委員	<p>何かができるばよいな、と思う。うちの園の保護者で、週3・4日しか働いていない人でも、一ヶ月分の保育料を払っている。一か月分払っているのであれば、平日、週3日休みでもその休みの3日も預かってほしいという心情の人もある。一か月分の保育料を払っているのであれば、当然預ける権利があるということが大前提になる。条例に定めてしまっただけでは、このような方がますます増えていくと思う。何らかの縛りができないか。仕事がない時は、できるだけ親子ですごしてほしいということ、市で取り組めないか。</p>
馬場委員	<p>親のモラルの低下という意味では、今のお話の通りだと思うが、以前、学童保育指導員をしていた時よりも、部屋はもっと狭くなったと感じる。保育時間は、そこで長く過ごさなければならない子どもの心情、遅くまで親を待つ心情を考えると、気の毒だとは思</p>

<p>馬橋会長</p>	<p>が、長い時間働く保護者にとっては納得のいく保育時間なのではないかと思う。部屋は狭いと思う。外で遊べない雨の日は、かわいそうであったし、保育士の立場としてはけがが一番心配であった。保育については、家庭保育に孫が行っている。母親は産休中である。この先、また働く時に、一から園に慣れていくのは大変だということで、通わせている。せつかく馴染んだところには通い続けさせたいという気持ちはわかる。園部委員の意見には共感する。そういう世の中であってほしい。</p> <p>子どもにとってのよい環境をつくるというのも必要であるが、親が仕事をできる環境も必要である。難しいことであるが、私たちも極力そういう流れに世間を持っていけるようにしたい。学童保育所の一人あたり面積を国基準よりもあげるということは、今の段階では難しいのか。</p>
<p>事務局</p>	<p>これは、現状でも 1.65 m²/人程度であるし、国の基準もそうなっている。これを増やすとなると、定員にも影響してくるし、新たにつくるための場所の確保も必要になる。市としては、今のところ国の基準通りとしたいというのが正直なところである。</p>
<p>増田委員</p>	<p>施設を新たに建築するのは費用の面でも難しいが、空家の利用も視野に入れてはどうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>条例の施行が新制度実施と同時で、来年の4月からの摘要になる。たしかに 1.65 m²は狭いが、ここで条例を 3.3 m²/人としてしまうと、すべての学童保育室で定員が半分になってしまう。さきほど承認をいただいた量の見込みについても、今の半分の定員で27年度は受け入れなくてはならなくなり、かなり困難である。少なくとも、最低、現状は維持していきたいとの考えで、1.65 m²/人を提案している。新制度の話の出る前から、県の運営基準にもとづいて 1.65 m²/人を一つの基準として運営してきた経緯がある。これを急遽、来年の4月から変えていくことは現実的には無理なので、1.65 m²/人としたい。確保策については、国の補正方法を踏まえた補正をしたうえで、次回以降の事業計画の中で議論していきたい。</p>
<p>清水副会長</p>	<p>家庭的保育事業の保育時間について、8時間の国基準を9時間に</p>

事務局	<p>するとのことであるが、先ほど新規参入の話があったが、現状、9時間やっている時に、8時間を基準にすると、それでは新規参入する事業者にとって不利だということか。新規参入を増やしたいということか。</p> <p>新規参入を増やしたいという意味ではない。参入をした場合に、現状でも家庭的保育が10時間半から11時間開けている状況を踏まえると、8時間を原則としてしまうと、新しく入ったところと現行のものと差が出てきてしまうため、整合性を持たせたいと考えての提案である。</p>
清水副会長	<p>現状の家庭保育事業は、行田市ではかなりニーズがあって、情報も入手できるのか。</p>
事務局	<p>今の枠組みで言うと、定員が19名以下の小さめの保育施設が、新制度での小規模保育施設という枠組みになる。その小規模保育施設の中で、さらにもっと小規模な、5人程度の規模で保育者の自宅で行っているような保育を、家庭的保育と言っていて、現在の制度だと保育ママという事業になる。それとは別に家庭保育室を市が指定しており、4・5人程度で、自宅を改築するなどして行っている。家庭保育室、新制度での家庭的保育事業になろう。現在、市内に2か所ある。現段階では、家庭保育室に、新制度では家庭的保育事業に移行してもらおうと想定している。ガイドブックやホームページの他、相談があれば情報提供させていただいている。</p>
園部委員	<p>市では下限時間を一ヶ月あたり64時間以上で認定していくとのことだが、区分の保育短時間のところにある月212時間というのは、どのように算出されているのか。</p>
事務局	<p>保育標準時時間は、基本的には一日11時間×6日×4.4という算出をしている。4.4というのは細かいが、5週の月もあることへの配慮で、4週と数日という意味である。保育短時間は、8時間×6日×4.4で計算している。</p>
園部委員	<p>週40時間労働との関係はどうなっているか。</p>
事務局	<p>こちらは、働く時間ではなく、保育を必要とする時間だ。</p>
事務局	<p>8時間保育か11時間保育かということですね。</p>

馬橋会長	<p>では、今説明いただいたとおりでよいか。賛成 8 名ということで、賛成多数として決めさせていただく。</p>
事務局	<p>議題 3 その他</p> <p>次回日程を調整したい。条例を 9 月議会に上程したい。次回は 8 月 18 日の週に開催したい。次回は、条例の最終版を提示したいのと、量の見込みについては、今日のものを基に確保方策も盛り込んでいきたい。次回は、できれば午前中に始めて、午後に少しかかるかもしれない。今日出席の皆さんのご予定を考慮すると、8 月 20 日を中心に日程を組ませていただきたい。</p>
清水副会長	<p>ホームページを見ると議事録が昨年度 2 回目以降、公開されていない。</p>
事務局	<p>今日も、過去のを配布したいと考えていたところである。ホームページへの掲載は作業をする。次回、現物を渡せる範囲でお渡しする。</p>
事務局	<p>4 閉会</p> <p>今日意見をいただいたご意見を踏まえて、事務を進めたい。</p>